

株式等振替制度に係る業務処理要領第7.1版 新旧対照表(2024/4/15)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	3	9	変更	※ 上記の延長のうち、機構のシステム又は機構のシステムの運行に関わる機構以外のシステムに障害が発生したときの決済時限の臨時延長措置については別紙2-3-6を参照。	-	1.(2)e(a)備考
2	2	9	29	変更	① 名義書換手続きが完了した旨 ② 外国人保有制限銘柄である振替株式の発行済株式数(発行済株式総数) ③ 直接外国人である株主が有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数の合計数(外国人直接保有総数) ④ 間接外国人である株主が有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数の合計数(外国人間接保有総数) ⑤ 外国人保有制限銘柄の発行者自身が保有する当該銘柄の振替株式の数(自己株式数) ⑥ 外国人保有制限銘柄である振替株式に係る会社法施行規則第67条に規定する相互保有対象議決権の数の合計数(相互株式保有数) ⑦ 外国人保有制限銘柄である振替株式の単元未満株式の数(単元未満株式数) ⑧ 外国人保有比率 ⑨ 株主確定日 ⑩ 名義書換拒否の有無	① 名義書換手続きが完了した旨 ② 次に掲げる事項(以下、これらの事項を「直近確定情報」という。) ・外国人保有制限銘柄である振替株式の発行済株式数(発行済株式総数) ・直接外国人である株主が有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数の合計数(外国人直接保有総数) ・間接外国人である株主が有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数の合計数(外国人間接保有総数) ・外国人保有制限銘柄の発行者自身が保有する当該銘柄の振替株式の数(自己株式数) ・外国人保有制限銘柄である振替株式に係る会社法施行規則第67条に規定する相互保有対象議決権の数の合計数(相互株式保有数) ・外国人保有制限銘柄である振替株式の単元未満株式の数(単元未満株式数) ・外国人保有比率	3.(2)d
3	2	9	29	追加	※ ②～⑨の事項を「直近確定情報」という。	-	3.(2)d備考

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2					変更箇所はございません。		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙2-3-6	追加	「別紙2-3-6 システム障害発生時の決済時限の臨時延長」を新規掲載	-	-

システム障害発生時の決済時限の臨時延長

1. はじめに

株式等振替システム及び株式等振替システムに関連するシステム（以下「機構システム」という。）又は機構システムの運行に関わる機構以外のシステム^(※1)において、プログラム不具合等によるシステム障害が発生し、代替手段によっても通常通りの決済が行えないときは、機構は、「当社グループにおけるシステム障害発生時の基本方針」のとおり、各種決済時限を臨時に延長する。以下に、対応の内容及び手順を記載する。

(※1) 機構システムの運行に関わる機構以外のシステムとは、機構以外のインフラ機関（日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）や日本銀行等）等のシステムを指す。

2. 前提事項

システム障害は、制度・業務プロセスの変更やシステム更改に伴って発生することが多く、当日の業務開始時点から影響が顕在化することが一般的であると考えられることから、こうした実態に即し、機構システム又は機構システム以外の障害により、業務開始時点において、当日の決済に影響が発生している場合を対象として、業務開始時点から順次到来する、日中の各時限の取扱いについて記載する^(※1)。

(※1) 業務開始時点以降の障害については、現時点では臨時延長の対象外とするが、2024年10月以降に臨時延長の対象とする予定。

3. 臨時延長の対象とするシステム障害ケース

(1) 臨時延長の検討の対象とするシステム障害

機構システムの障害又は機構システム以外の障害によって当日の決済に影響が出ている場合又はその可能性がある場合には、その影響度を踏まえ決済の継続に向けて対応を検討し、必要に応じ、臨時に決済時限を延長することにより、予定した決済を極力完了できるようにする。臨時延長の検討の対象とする障害の例については、以下のとおりとする。

臨時延長の検討の対象とする障害の具体例	障害の影響により業務処理が正常に行えず、当日の決済に影響が生じている場合 (例1) 各種決済の振替処理が正常に行えておらず、当日の決済に影響が生じているもの (例2) 参加者から入力された振替請求等の受付が正常に行えておらず、当日の決済に影響が生じているもの
臨時延長の検討の対象としない軽微な障害の具体例	当日の決済に影響が生じない場合や何らかの業務的な対処が可能な場合 (例3) 決済日が先日付となる取引に影響が出ているが、当日の決済には影響が生じていないもの (口座通知や単元未満株式の買取請求等の入力・取次のみが行えない場合等) (例4) 影響が局所的であり関係者において業務的な対処が可能であるもの (新規記録や一部抹消が正常に行えないが、関係者において業務的な対処が可能な場合等)

(2) 臨時延長の判断を行うケース

関係者における臨時延長への準備時間を確保したうえで、予定した決済を当日中に可能な限り完了できるようにすることが望ましいとの考えのもと、障害が継続している場合においては、原則として臨時延長を実施する。

機構システムの障害については、臨時延長の判断を行うタイミング（11:05（「5. 臨時延長の判断及び延長有無を参加者に通知するタイミング」参照。））において、障害対応の状況に応じて以下のとおり延長要否を判断することを原則とする。

(機構システム障害発生時) 臨時延長の判断を行うタイミングでの障害対応の状況		延長要否
障害から復旧する見込みがたっていない場合（「原因調査中」または「対応方法検討中」等、復旧見込み時刻が不明であるもの）		<u>延長する</u>
障害から復旧する見込みがたっている場合（原因調査及び対応方法の検討が完了し、復旧見込み時刻が判明したもの）		
延長対象とする最後の決済時限（延長後の一般振替 DVP 決済時限となる 14:40）までに復旧する見込みの場合		<u>延長する</u>
延長対象とする最後の決済時限（延長後の一般振替 DVP 決済時限となる 14:40） <u>までには復旧しない場合</u> （復旧見込み時刻が 14:40 以降となる場合）		<u>延長しない</u> (※1)

臨時延長を行う場合は、参加者における臨時延長への対応がより安定的に行われるよう、延長の対象となる時限（「4.（1）臨時延長後の各種決済時限一覧」参照。）のすべてを延長する。

(※1) 機構システムの障害については、臨時延長の判断を行うタイミング（11:05）で、臨時延長後の時限までに復旧しないことが明らかである場合は、臨時延長による参加者の業務・システムへの影響を防ぐために、臨時延長を実施しない。機構システム以外の障害については、障害から復旧する見込み等を機構がタイムリーに把握することが難しいと想定されるため、障害の状況等に応じて判断する。

4. 臨時延長の対象とする時限及び延長後の時限

(1) 臨時延長後の各種決済時限一覧

決済時限の臨時延長を行う場合、延長の対象となる時限及び延長後の時限は以下のとおり（※1）。

#	各種決済時限等	臨時延長後の時限	延長時間	(参考) 平時の時限
1	市場 DVP 決済における予定受払代金の支払時限（※2）	13:00	—（延長なし）	13:00
2	市場 DVP 決済における証券決済時限	13:30	30分	13:00
3	市場 DVP 決済における追加支払金額の通知（※2）	13:31頃	30分	13:01
4	照合カットオフタイム（※3）	14:00	1時間40分	12:20
5	貸株 DVP 決済時限（※4）	14:10	40分	13:30
6	市場 DVP 決済における資金支払時限（JSCC 追加支払時限）（※2）	14:25 約55分	10分	14:15 約1時間15分
7	金額調整データ入力時限	14:25	40分	13:45
8	一般振替 DVP 決済時限（※4）	14:40	40分	14:00
9	市場 DVP 決済における参加者の金銭受領時限（※2）	14:45	—（延長なし）	14:45
10	一般振替 DVP 決済における資金支払時限（ほくり資金支払時限）	15:20 約40分	10分	15:10 約1時間10分
11	一般振替 DVP 決済における参加者の金銭受領時限	15:30	—（延長なし）	15:30
12	FOP 決済時限（※5）	15:30	—（延長なし）	15:30

（※1） 関連する各振替請求等の入力データの時限及び機構からの通知等を受信する時間等については、別表「延長対象となる時限の詳細について」参照。

（※2） 市場 DVP 決済における JSCC の資金決済に係る各種時限を指す。

（※3） 非居住者決済における照合業務のカットオフタイムを指す。延長する場合は、決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となる。

（※4） 決済照合システムの各連動時限は、対象とする時限に合わせ延長する（貸株 DVP 決済の連動時限は 14:00、一般振替 DVP 決済の連動時限は 14:30）。

（※5） 非 DVP 決済における証券決済時限を指す。本時限については、臨時延長による参加者における後続業務への影響と延長の効果の度合いを鑑み、臨時延長の対象外とする。また、FOP 決済時限後に到来する各種データの授受時刻についても延長は行わず平時の時限どおりとする。

(2) 臨時延長時のネットデビット処理の追加

システム障害により市場 DVP 決済が遅延している状況を想定し、決済を実行できる機会を可能な限り多く設けるために、JSCC から受方参加者への振替を行う「ネットデビット処理」の回数を追加する。

平時においては、市場 DVP 決済時限（13:00）にネットデビット処理が行われた後、JSCC 追加支払時限（14:15）までネットデビット処理は実行されないが、臨時延長時に限り、通常 13:00 に行われるネットデビット処理について、延長後の市場 DVP 決済時限である 13:30 に実行するとともに、13:30 から延長後の JSCC 追加支払時限である 14:25 までにネットデビット処理を 2 回実行する^(※1)。

・ 平時のネットデビット処理時刻

9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:00 / 14:15

・ 臨時延長時のネットデビット処理時刻^(※1)

9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:30 / 13:45 / 14:00 / 14:25

(※1) 障害の影響や復旧状況等により、追加実行するネットデビット処理回数を増減させる場合もある。

臨時延長時の各種決済時限等	延長後の時限
市場 DVP 決済における証券決済時限	13:30
照合カットオフタイム	14:00
貸株 DVP 決済時限	14:10
市場 DVP 決済における資金支払時限 (JSCC 追加支払時限)	14:25
一般振替 DVP 決済時限	14:40
FOP 決済時限	15:30

13:30 から 14:25 までの間に、ネットデビット処理を 2 回実行する。

- ・ 追加 1 回目 : 13:45
- ・ 追加 2 回目 : 14:00

5. 臨時延長の判断及び延長有無を参加者に通知するタイミング

臨時延長の実施にあたり、参加者における延長のための準備に必要となる時間を1時間とし、延長対象とする時限が到来する1時間前に臨時延長の実施有無及びその内容について、参加者に通知する。また、参加者に通知するための機構の準備時間を15分とし、機構は、延長対象とする時限のうち最初の時限が到来する1時間15分前までに臨時延長を行うかどうかの判断を行う。

よって、延長対象とする時限のうち最初に到来する「照合カットオフタイム(12:20)」の1時間15分前である「11:05」において、障害の対応状況(「3.(2)臨時延長の判断を行うケース」参照。)によって臨時延長の実施有無を判断し、「11:20」までに参加者に通知する。参加者は、この通知を受け参加者における延長対応を行う。

臨時延長の判断・通知フロー

	機構	参加者	備考
<p>【障害検知】</p> <p>業務開始 ～ 11:05</p>		<p>機構ホームページ、メール、 Target 保振サイトによる通知</p>	<p>※ 機構システムの障害については、障害検知以降、障害の対応状況や臨時延長の可能性等について、原則として 30 分ごとに参加者に通知し、臨時延長の実施有無についてもこの通知にて行う。</p>
<p>【延長判断・参加者通知】</p> <p>11:05 ～ 11:20</p>		<p>機構ホームページ、メール、 Target 保振サイトによる通知</p> <p>機構ホームページ、メール、 Target 保振サイトによる通知</p>	<p>通知方法等の詳細は、2021年6月22日付通知「システム障害発生時における情報発信に係る見直しについて（保振証シス第2号）」を参照。</p> <p>※ 機構システムの障害については、臨時延長の判断を行う時点（11:05）で、臨時延長を行う最後の時限（一般振替 DVP 決済時限（14:40））までに復旧しないことが明らかでない場合、障害が継続していたとしても臨時延長を行わない。</p>
<p>【延長実施】</p> <p>11:20 ～ 12:20</p>		<p>参加者における延長対応</p>	<p>※ 機構システム以外の障害についても、機構システムの障害発生時と同じ方法で「臨時延長を行うことの通知（11:20）」を行う。</p>

障害発生時における通知文の第一報（イメージ）

システム運行に係る緊急連絡 (証券保管振替機構)			
案件名	〇〇決済における××振替の一部遅延(第一報)		
発生日時	2099年 12月 1日 09時 45分		
対象制度等	<input checked="" type="checkbox"/> 株式等振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 外国株券等保管振替決済制度 <input type="checkbox"/> 一般債振替制度 <input type="checkbox"/> 短期社債振替制度 <input type="checkbox"/> 投資信託振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一般振替DVP制度 <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(国内) <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(非居住者)		
事象内容	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 〇〇決済の××振替において一部機構加入者の決済が遅延		
弊社の対応	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 原因調査中		
時限延長有無	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 時限延長の可能性あり。詳細は、〇〇(本手順書)参照。		
次回連絡予定時刻	10時 30分		
復旧見込時刻	—時 —分		
復旧時刻	—時 —分		
連絡履歴	第一報	10時 0分	時 分時点
		時 分	時 分時点
		時 分	時 分時点
		時 分	時 分時点
		時 分	時 分時点
		時 分	時 分時点
		時 分	時 分時点
		時 分	時 分時点
問合せ先	株式会社 証券保管振替機構 電話：03-XXXX-XXXX		

11:20 以前の「時限延長有無」の通知について

- ✓ 11:20 以前の通知において、臨時延長の可能性のある旨を通知する場合は「時限延長の可能性あり」を記載。以降、原則として30分ごとに障害の状況等を通知する。
- ✓ 11:05 までに復旧した場合など、臨時延長を行わない場合は「時限延長なし(確定)」を記載。

11:20 における臨時延長実施の通知文 (イメージ)

システム運行に係る緊急連絡 (証券保管振替機構)																																																																	
案件名	〇〇決済における××振替の一部遅延(第四報)																																																																
発生日時	2099年12月1日 09時45分																																																																
対象制度等	<input checked="" type="checkbox"/> 株式等振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 外国株券等保管振替決済制度 <input type="checkbox"/> 一般債振替制度 <input type="checkbox"/> 短期社債振替制度 <input type="checkbox"/> 投資信託振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一般振替DVP制度 <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(国内) <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(非居住者)																																																																
事象内容	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 〇〇決済の××振替において一部機構加入者の決済が遅延																																																																
弊社の対応	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 原因調査中																																																																
時限延長有無	<input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし 以下の時限を延長します。詳細は、〇〇(本手順書)参照。 照合カットオフタイム(12:20→14:00) ・ 市場DVP決済時限(13:00→13:30) 貸株DVP決済時限(13:30→14:10) 一般振替DVP決済時限(14:00→14:40) ネットデビット処理時刻を以下のとおり変更します(変更は太字部)。 ・ 9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:30 / 13:45 / 14:00 / 14:25																																																																
次回連絡予定時刻	11時50分																																																																
復旧見込時刻	—時—分																																																																
復旧時刻	—時—分																																																																
連絡履歴	<table border="1"> <tr> <td>第一報</td> <td>10時0分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二報</td> <td>10時30分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三報</td> <td>11時00分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第四報</td> <td>11時20分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> <td>分</td> </tr> </table>	第一報	10時0分時点							第二報	10時30分時点							第三報	11時00分時点							第四報	11時20分時点								時	分	分	分	分	分	分		時	分	分	分	分	分	分		時	分	分	分	分	分	分		時	分	分	分	分	分	分
第一報	10時0分時点																																																																
第二報	10時30分時点																																																																
第三報	11時00分時点																																																																
第四報	11時20分時点																																																																
	時	分	分	分	分	分	分																																																										
	時	分	分	分	分	分	分																																																										
	時	分	分	分	分	分	分																																																										
	時	分	分	分	分	分	分																																																										
問合せ先	株式会社 証券保管振替機構 電話: 03-XXXX-XXXX																																																																

✓ 11:20の通知にて臨時延長の実施(確定)を通知。
 ✓ ネットデビット処理は、13:30から14:25までに原則として2回実行することとするが、障害の影響や復旧状況等により処理回数を増減する場合は、本通知に記載する。

6. 臨時延長後の対応

臨時延長を行う場合、延長対象とする最後の時限（延長後の一般振替 DVP 決済における資金支払時限（ほくり資金支払時限）15:20）以降については、平時の時限どおりとする

機構システムの障害については、臨時延長を行うことの通知（11:20）以降、復旧するまで引き続き障害の対応状況等を参加者に通知し、復旧後の最終報において復旧以降の時限の扱いのほか留意事項等について、参加者に通知する^(※1)。

(※1) 機構システム以外の障害については、臨時延長を行うことの通知（11:20）が、原則、機構からの最後の通知となる。
以降は、参加者に通知すべき事項がある場合に、適宜、参加者に通知する。

機構システムの障害発生時における通知文の最終報（イメージ）

システム運行に係る緊急連絡 (証券保管振替機構)						
案件名	〇〇決済における××振替の一部遅延(最終報)					
発生日時	2099年 12月 1日 09時 45分					
対象制度等	<input checked="" type="checkbox"/> 株式等振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 外国株券等保管振替決済制度 <input type="checkbox"/> 一般債振替制度 <input type="checkbox"/> 短期社債振替制度 <input type="checkbox"/> 投資信託振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一般振替DVP制度 <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(国内) <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(非居住者)					
事象内容	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 〇〇決済の××振替において一部機構加入者の決済が遅延					
弊社の対応	<input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 復旧対応完了					
時限延長有無	<input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし 以下の時限を延長します。詳細は、〇〇(本手順書)参照。 照合カットオフタイム(12:20→14:00) ・ 市場DVP決済時限(13:00→13:30) 貸株DVP決済時限(13:30→14:10) 一般振替DVP決済時限(14:00→14:40) ネットデビット処理時刻を以下のとおり変更します(変更は太字部)。 ・ 9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:30 / 13:45 / 14:00 / 14:25 ・ <u>本日は上記のとおり時限を延長しますが、上記時限の以降(翌営業日以降の時限含む)は平時どおりの時限となります。</u>					
次回連絡予定時刻	— 時 — 分					
復旧見込時刻	— 時 — 分					
復旧時刻	13 時 05 分					
連絡履歴	第一報	10 時 0 分時点			時	分時点
	第二報	10 時 30 分時点			時	分時点
	第三報	11 時 00 分時点			時	分時点
	第四報	11 時 20 分時点			時	分時点
	第五報	11 時 50 分時点			時	分時点
	第六報	12 時 20 分時点			時	分時点
	第七報	12 時 50 分時点			時	分時点
	最終報	13 時 20 分時点			時	分時点
問合せ先	株式会社 証券保管振替機構 電話：03-XXXXX-XXXXX					

復旧完了の旨及び以降の時限の扱い等について、最終報で通知する。

7. 留意事項等

項番	分類	該当章節	留意事項
1	一般振替DVP決済の参加者における資金決済事務時間の短縮について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時限一覧 (#8、10)	臨時延長を実施した場合、一般DVP決済時限(14:40)からほくり資金支払時限(15:20)の間隔が40分(平時1時間10分)となり、参加者における <u>一般DVP決済の資金支払に係る時間が平時より30分短くなります。</u> また、決済銀行による受払額の承認についても、一般DVP決済時限(14:40)から承認(15:10)までの間隔が30分(平時40分)となり、平時より10分短くなります。
2	照合カットオフタイム延長時の株式等以外の商品への影響について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時限一覧 (#4)	照合カットオフタイムを延長する場合は、決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となります。そのため、国債などの株式等以外の商品においては臨時延長に伴う業務的な影響が生じないように、当日を決済日とする取引は通常通り12:20までに照合を完了させることとし、12:20から14:00の間にデータ送信を行わないなど、関係者間で調整のうえ対応をお願いします。
3	FOP決済時限以降の時限について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時限一覧 (#12)	臨時延長を実施した場合でも、非DVP決済の証券決済時限であるFOP決済時限(15:30)以降の各種時限(前日振替請求の入力時限等)は、延長を行わず平時の時限どおりとします。
4	市場DVP決済に関する留意事項について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時限一覧 (#1、2、3、6、9)	※市場DVP決済に関する留意事項については、別途、JSCCにおいて通知(「株式等のDVP決済事務処理要領」に追記)が行われる予定です。

項番	分類	該当章節	留意事項
5	臨時延長の判断・通知フロー	5. 臨時延長の判断及び延長有無を参加者に通知するタイミング	<p>延長対象とする最初の時限（照合カットオフタイム）の1時間前（11:20）に、延長有無の参加者通知を行いますので、この通知を受け1時間以内に参加者における延長対応をお願いします。なお、機構システムの障害については、11:20以前におきましても、障害検知以降、原則として30分ごとに障害の対応状況や延長有無の可能性を通知します。</p> <p>機構システム以外の障害については、11:20以前におきましても、臨時延長の可能性の有無等を極力早めに通知するように努めますが、その障害の対応状況等は障害発生元が発出する通知等をご確認ください。</p>
6	臨時延長の判断を行うタイミング（11:05）以降に検知した障害について		

【別表】 延長対象となる時限の詳細について

各入力データ等の時限及び機構からの通知を受信する時間等について、臨時延長により変更があるものを各業務・システムごとに以下に記す。以下に記載のないものは、平時の時限どおりとなる。

1. 市場 DVP 決済

項番	分類	名称	授受方法	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
1	入力データ (参加者)	一時停止・同解除申告	統合 Web、JEXGW	7:00～13:30	7:00～13:00	一時停止・同解除申告の対象となる請求が市場 DVP 決済に係る振替請求である場合は、市場 DVP 決済における証券決済時限（延長時 13:30）まで行うことができる。
2		プール残高解放請求		7:00～13:30	7:00～13:00	プール残高解放の対象となる請求が市場 DVP 決済に係る振替請求である場合は、市場 DVP 決済における証券決済時限（延長時 13:30）まで行うことができる。
3	入力データ (JSCC)	現金差入担保入金通知	統合 Web、JEXGW	9:00～13:30	9:00～13:00	
4		現金差入担保入金終了通知		9:00～13:30	9:00～13:00	
5		追加支払入金通知		13:30～14:25	13:00～14:15	
6		追加支払入金終了通知		13:30～14:25	13:00～14:15	
7	受信データ (JSCC)	機構加入者別渡方振替済相当額通知	JEXGW	9:00～14:25	9:00～14:15	臨時延長時には、追加で行うネットデビット処理の後にも通知する。
8		市場 DVP 決済未了明細通知		13:30、14:25	13:00、14:15	

2. 決済照合システム

項番	分類	名称	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
1	非居住者取引 ^(※1)	カットオフタイム（入力制限の開始）	14:00	12:20	決済照合システムが当日分の連動振替請求に係る決済指図データ（登録）及び決済指図修正データ（リリース実行不可→リリース実行可）の受付けを締め切る時間。
2		カットオフタイム（入力再開）	14:05	12:25	決済照合システムが入力データの受付けを再開する時間。当日以前を決済日とした決済指図データ（登録）及び決済指図修正データ（リリース実行不可→リリース実行可）については、受渡実行予定日を翌営業日（連動の場合、翌振替可能営業日）に繰延べを行う。
3		DVP 振替連動時限	14:30	13:50	決済照合システムが当日分の DVP 振替請求に係る決済指図データ（取消）及び決済指図修正データ（リリース実行可→リリース実行不可）の受付けを締め切る時間。
4	国内取引	連動時限（DVP 振替（貸株））	14:00	13:20	決済照合システムが当日分の DVP 振替請求（貸株）に係る決済指図データ（登録、取消）及び決済指図修正データの受付けを締め切る時間。
5		連動時限（DVP 振替）	14:30	13:50	決済照合システムが当日分の DVP 振替請求に係る決済指図データ（登録、取消）及び決済指図修正データの受付けを締め切る時間。

(※1) 非居住者取引に係るカットオフタイムは、決済照合システムの取扱商品のすべてが延長の対象となる。

ただし、一般債・短期社債振替システムに係る各種連動時限は延長の対象外となる。

3. 一般振替 DVP 決済

項番	分類	名称	授受方法	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
1	入力データ (参加者)	決済促進送金の預託	日銀ネット (統合 Web)	9:00～14:40	9:00～14:00	左記時限は、返還請求を含む。
2		参加者基金の預託		9:00～14:40	9:00～14:00	左記時限は、参加者基金任意預託額の返還請求を含む。
3		一時停止・同解除申告 (貸株 DVP 振替に係る場合)	統合 Web、JEXGW	7:00～14:40 (7:00～14:10)	7:00～14:00 (7:00～13:30)	一時停止・同解除申告の対象となる請求が DVP 振替請求である場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) まで行うことができる。
4		プール残高解放請求 (貸株 DVP 振替に係る場合)	統合 Web	9:00～14:40 (7:00～14:10)	9:00～14:00 (7:00～14:10)	プール残高解放の対象となる請求が DVP 振替請求の場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) まで行うことができる。
5		当日証券担保指定振替請求・同解除請求	統合 Web、JEXGW	9:00～15:30	9:00～15:30	当日決済のリスク管理条件に反映させる場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) までに行う。
6		国債証券の担保指定証券の預託 (解除請求の場合)	日銀ネット (統合 Web)	9:00～16:00	9:00～16:00	当日決済のリスク管理条件に反映させる場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) までに行う。
7		担保指定証券預託(相手先指定・株式等)(当日決済分)	統合 Web、JEXGW	7:00～14:10	7:00～13:30	左記時限は、承認(株式等担保)を含む。

項番	分類	名称	授受方法	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
8	入力データ (参加者)	担保指定証券預託(相手先指定・ 国債) (承認の場合)	日銀ネット (統合 Web、JEXGW)	7:00～14:10	7:00～13:30	左記時限は、承認(国債担保)も含む。
9		金額調整データ(当日決済分)	統合 Web、JEXGW	7:00～14:25	7:00～13:45	左記時限は、承認(金額調整)も含む。
10		決済銀行受払額の承認	統合 Web	14:40～15:10	14:00～14:40	
11		資金支払	日銀ネット	14:40～15:20	14:00～15:10	
12	受領データ (参加者)	参加者決済額通知	統合 Web、JEXGW	14:40 頃	14:00 頃	
13		決済銀行受払額通知	統合 Web	14:40 頃	14:00 頃	
14		振替完了通知	統合 Web、JEXGW	14:40～15:20	14:00～15:10	差引受取参加者に対しては、一般振替 DVP 決済時限(延長時 14:40) 後速やかに 通知する。差引支払参加者に対して は、資金支払い後速やかに通知する。